

青森県報

号外第三十九号

令和三年
四月一日
(木曜日)

目次

告 示

○青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人の一部改正……………(総務学事課) ……

○青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人の一部改正……………(同) ……

公 告

○事業規程の変更の承認……………(構造政策課) ……

○農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(同) ……

○農地中間管理機構の名称変更……………(同) ……

雑 報

○令和三年度調理師試験の実施について……………(保健衛生課) ……

告 示

青森県告示第二百八十二号

平成十二年四月一日青森県告示第二百八十五号(青森県情報公開条例第二十三条第一項の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表公益社団法人あおもり農林業支援センターの項中「公益社団法人あおもり農林業支援センター」を「公益社団法人あおもり農業支援センター」に改める。

表公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項の次に次のように加える。

公益財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の四〇

青森県告示第二百八十三号

平成十一年七月一日青森県告示第四百七十六号(青森県個人情報保護条例第三十九条の規定により知事が定める法人)の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

表公益社団法人あおもり農林業支援センターの項中「公益社団法人あおもり農林業支援センター」を「公益社団法人あおもり農業支援センター」に改める。

表公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団の項の次に次のように加える。

公益財団法人青森県国際交流協会

青森市安方一丁目一の四〇

公 告

事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第九条第一項の規定により、青森県農地中間管理機構特例事業の事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第八条第四項の規定により公告する。

令和三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業をいう。）
農地売渡信託等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第二号に掲げる事業をいう。）

農地所有適格法人出資育成事業（農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（農業経営基盤強化促進法第七条第四号に掲げる事業をいう。）

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「旧法」という。）第八条第一項の規定により、公益社団法人あおもり農業支援センターの農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する旧法第七条第四項の規定により公告する。

令和三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（旧法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

農地売渡信託等事業（旧法第四条第二項第二号に掲げる事業をいう。）

農地貸付信託事業（旧法第四条第二項第二号の二に掲げる事業をいう。）

農業生産法人出資育成事業（旧法第四条第二項第三号に掲げる事業をいう。）

研修等事業（旧法第四条第二項第四号に掲げる事業をいう。）

農地中間管理機構の名称変更の届出

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第五条第二項の規定により、次のとおり農地中間管理機構から名称を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	住所	農地中間管理事業を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前	公益社団法人あおもり農林業支援センター	青森市新町二丁目四の二		令和三年四月一日
変更後	公益社団法人あおもり農業支援センター	同上		

雑

報

令和3年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

令和3年4月1日

公益社団法人調理技術技能センター
理事長 宇都宮 久俊

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和3年10月30日（土曜日）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 再試験日時

令和3年12月11日（土曜日）午後1時30分から午後3時30分まで（災害等により(1)の日程で試験が実施できなかった場合に(2)の日程で再試験を実施）

(3) 試験会場

青森県観光物産館アスパム（青森市安方一丁目1番40号）

2 受験申請書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和3年5月10日（月曜日）から6月4日（金曜日）まで

(2) 配布場所

青森県健康福祉部保健衛生課

県内各地域民局地域健康福祉部保健総室（県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。）

公益社団法人調理技術技能センター

3 受験申請書の受付日時及び場所

(1) 一般郵送受付

令和3年5月10日（月曜日）から6月4日（金曜日）まで（同日消印有効）

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付（5名以上で、電話連絡が必要）

令和3年5月10日（月曜日）から6月4日（金曜日）までの平日の午前9時から午後5時まで
公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

(3) 受験申請書類の郵送対応（青森県外などの遠隔地にお住まいの方）

令和3年5月10日（月曜日）から5月28日（金曜日）到着分まで

請求先は一般郵送受付と同じ住所

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者（中学校卒業以上の者）

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務（原則週4日以上かつ1日6時間以上）に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

令和3年12月17日（金曜日）

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域民局地域健康福祉部保健総室掲示板（県内各保健所。ただし、青森市保健所及び八戸市保健所は含みません。）

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス

<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03 (3667) 1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

電話 017 (734) 9213

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円